

第47回甲賀市水道事業審議会 概要報告

1. 開催日時 令和5年7月14日（金） 午後2時00分から午後3時40分まで
2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301
3. 報告事項 令和4年度甲賀市水道事業会計決算について
第2次甲賀市水道ビジョン実施計画について
4. その他
5. 公開又は非公開の別 公開
6. 出席者
委員 西谷委員、渡邊委員、岩田委員、岡川委員、池本委員、
梅本委員、鵜飼委員、田中委員、成田委員 以上9名
事務局 上下水道部 中島部長、西田次長
上水道課 山本課長、柚木課長補佐、片木係長
上下水道総務課 谷口課長、伴課長補佐、武村係長、和田係長
7. 傍聴者数 0人
8. 会議資料 別紙のとおり
9. 議事の概要

○出席委員数の報告

出席委員は10名中9名で、委員の3分の2以上の出席であることから、甲賀市水道事業審議会条例第5条第2項の規定により、会議が成立していることを事務局から報告

○会議内容の公開又は非公開について

会長 本日の会議内容の公開、非公開についてであります。当審議会は市の附属機関にあたりますので、公開が原則であります。

資料には個人情報等非公開にしなければならない内容は含まれておりませんので、全て公開とし、議事録での発言者は個人名ではなく、委員として公開させていただきます。

（全員異議なし）

○報告

事務局 ―― 令和4年度甲賀市水道事業会計決算について 資料1
(質疑) 投資・財政計画について

―― 第2次甲賀市水道ビジョン実施計画について 資料2

委員 概ね、お金、工事とも順調と理解したが、それで良いか。
工事の繰越は原料が原因で、人手不足ではないか。

事務局 現金預金は確保できています。
材料の供給不足などにより近年繰越が増えているが、ビジョンに基づき、
年間11億円の工事を計画的に進めています。
事業者の人手不足は問題無いと考えています。

委員 資料17、18ページの営業未収金について、不納欠損が大きな金額とな
っているが、処理のルールはあるのか。
通常、現年度の不納欠損は生じないのか。

事務局 債権管理条例に規定されている、生活困窮、破産、消滅時効、失踪行方不
明などの事由で処理をしています。
令和4年度は事業者の破産があり、大きな金額になっています。
破産など余程のことがなければ現年度の不納欠損処理はしません。
少額の内に対応し、できるだけ不納欠損処理しないようにしています。

委員 法令に基づき適切に不納欠損処理され、未納額が減っていくのはありがた
いと思う。
牧浄水場の安全管理についてはどのようになっているのか。

事務局 水道施設については、警備会社による監視を行い、異常があれば通知が来
るようになっており、24時間安心していただけるようになっています。

会長 水道施設には監視カメラもあり、一般的な警備、水質管理という面では、安心し
ていただけると思います。
未収金について、悪質な人、わざと払っていない人がいるのかなど、もう
少し内容を説明いただいた方が納得いただけるのではないかと。

事務局 漏水による高額な未収が発生している案件もありますが、法手続き中であ
り、状況を説明できるようになった段階で別途報告します。
貸借対照表の未収金には、水道料金の未収金以外に下水道事業会計からの
工事負担金があり高額になっていますが、4月には入金しています。

- 委員 燃料・物価高騰などにより水道料金は高くなっているのか。
- 事務局 水道料金の値上げはしていません。
- 委員 個人敷地内の見えているところで漏水があったが、料金を免除してもらえなかった。仕方ないのか。
以前は漏水などの連絡があったと思うが、今は無いのか。
- 事務局 地下や壁の中など、確認が困難なところでの漏水に対する減免となり、見るところの漏水は使用者の責任として減免はしていません。
2か月ごとの検針時に異常水量が確認できた場合はお知らせしています。
- 会長 動力費、電気代は約20%の増加となっている。世界的にもそれくらいが相場です。
水道事業の収益的収支の利益は資本的支出の財源に使われる。
漏水については、インターネットを活用して瞬時に通報されるようにすることもできるが、かなりの費用が必要になり、水道料金に対する影響があるかもしれません。
- 事務局 スマートメーターの導入は現在研究・検討中です。
全戸に設置できれば、より早い段階で漏水のお知らせができるようになります。
- 委員 資料11ページ 自己水と県水とは何か。
- 事務局 県水は、滋賀県で一括して作られた水を購入しているもの。
自己水は、甲賀市独自で川や井戸から汲み上げた水。
県水が約65%、自己水が約35%。水口町は100%県水、土山・信楽は100%自己水、甲賀町・甲南町はブレンド水となっています。
- 委員 甲賀市内の水道料金は同じであり、県水・自己水の割合を表にすることの意味は無いのではないか。
- 会長 複数の市町で水を供給する方が経費を安く抑えられる場合もある。
逆に、県水と自己水の割合がどうなっているのか示してほしいという意見もある。いくつかの町が合併した甲賀市でも関心が高いのかも。
地下水は水質や湧水へのリスクがある場合もある。どちらかだけの場合、災害時にはリスクが大きいという考えもある。緊急連絡管を整備して、そのリスクをできるだけ小さくしながら、工夫して供給されている。
- 事務局 議会などでは関心が高い内容です。

- 会長 未収金の解消方法として、給水停止はどのような基準で行っているのか。
- 事務局 2 調定（＝4 か月）未収となった場合には、給水停止の通知をし、その後も納付がなかった場合には、実際に停止しています。
- 会長 民間企業では不納欠損に備え、1 %程度貸倒引当金を見込むのが一般的。
- 委員 全国的にはどうか。
令和4年度は、特定の企業の分を除くと、平年並か。
- 事務局 全国的なデータはありません。
年度別の不納欠損額は、毎年250万円前後で推移しています。
令和4年度は特殊事情で例年より大きくなっていますが、年度により件数も金額もバラバラであり、年々増加傾向という訳でもありません。
- 会長 大口企業は1回でも高額になるので、企業と一般家庭では違う基準がある方が一般には受け入れやすいのかも。
- 事務局 給水停止については、企業も一般家庭も同じ基準で運用しています。
- 委員 その基準は甲賀市独自で定めているものか。
回数以外にも、金額による基準があっても良いのではないか。
- 委員 会社経営をしている立場からは、金額が大きいからと言って、1回忘れていただけで水を止められると困るので、その辺りは考慮していただきたい。
- 事務局 現在は、企業も一般家庭も1使用者として取り扱っています。
今後、この基準を見直すようなことがあれば、今いただいたご意見を踏まえて検討したいと思います。
- 会長 いろいろな事情があって未納となっている訳ですが、財政がひっ迫する程ではない。
この場で決めることではありませんが、今の委員からの意見も含めて、ご検討ください。
- 事務局 給水停止をした方についても、それぞれに寄り添って、個別事情に応じた納付相談をしていますので、ご理解いただきたい。
- 会長 水道ビジョンについてはどうでしょうか。
工事は、年度間で平準化しながら、借金・企業債も活用して事業を進めて

おられる。

委員 借金（企業債残高）はどこを見ればわかるか。
収支計画では大きく減っていかないが、いつ返済が終わるのか。

事務局 資料20ページの下に企業債の状況をお示ししています。
随時返済しながら、単年の工事の財源として借り入れしながら、事業運営していくことになります。
企業債には世代間負担の公平を保つという役割もあり、企業債を活用しながら事業をしていくことになります。大きくは減っていかないが、大きく増やさないという運用をしています。

委員 一気に返済すると水道料金に跳ね返るのか。

事務局 資料25ページ貸借対照表の現金預金が約51億円に対し、企業債は約65億の残高となっています。これが大きく目減りすると事業継続できなくなるので、料金値上げも必要となりますが、企業債も活用しながら、現金も確保しながら事業を進めていくことになります。

会長 現金預金は、毎年度の必要経費に加え、災害時にも事業継続できるようにある一定の確保が必要です。
企業債残高自体が適正規模かどうかは議論のあるところで、世代間公平に失敗すると料金値上げに直結します。水道ビジョンや収支計画で確認をしながら、将来世代に禍根を残さないよう事業をしていく必要があります。
人口減少や価格高騰などもあり、近年、日本中で値上げをしている事業者が増えていきます。いろいろな状況について、可能な範囲で見込んで、借金も活用しながら、適正に運営していくことになる。

委員 水道事業への理解を深めるためにも、水道施設や工事現場等の現地見学を出来れば良いと思う。

事務局 秋頃を目途に、調整したいと思います。

会長 2回に分けるなど、全委員が参加できるようにお願いします。

会長 他に意見・質問もないようですので終了します。